

クリントン大統領の弾劾が意味するもの

宇田川 史子

要 約

クリントン大統領の弾劾にいたる経過には不可解な点が多いがそのいくつかを解明するためにまず合衆国憲法に規定された弾劾の制度を調べ、また弾劾の先例とクリントンの弾劾を比較し、このたびの弾劾の特異な点を指摘する。つぎにスター独立検察官の調査のあり方や弾劾を推し進めた政治的要因などを通して、弾劾騒動が90年代のアメリカのどのような政治状況を反映しているかを見る。つまり弾劾が価値観の異なる集団間の文化戦争の一翼を担っており、また政治とカネが以前にもまして深くつながり有権者不在の政治の状況があることや、インターネット時代のメディアの問題点などを明らかにする。最後に勝者はいないという弾劾の渦中で大統領を支持しつづけた国民がクリントン大統領をどう評価しているのかを分析する。

はじめに

1998年12月の連邦議会下院によるクリントン大統領の弾劾と翌年2月の上院による無罪判決という結果から何を学び取ることができるのだろうか。1年以上にわたってアメリカを激しく揺さぶったクリントン大統領とホワイトハウス実習生モニカ・ルインスキーのスキャンダルが大方の予想を裏切って下院での弾劾に進展したが、この間不利な証拠をつぎつぎと突きつけられ、一時はメディアからも辞任を要求されながら、クリントン大統領がその職に踏みとどまることができたのは国民が大統領を見放さなかったからであった。また国民の強い批判にさらされながらスター独立検察官は本来の捜査からはずれたセクハラ民事訴訟で大統領のプライバシーを執拗に暴いたが、上院の弾劾裁判では単純過半数の票も得られず大統領は予想どおり無罪になった。一体何のための弾劾だったのだろうか。

この度の弾劾にまつわる状況には未解明のことも多く、130年ぶりに弾劾されたクリントン大統領への評価も歴史の判断を待たなければならない。しかしともすれば大統領のスキャンダルに目を奪われがちになる中で、大統領をめぐる一連の騒動から繁栄の最中にある20世紀末のアメリカ社会や政治の有り様が見えてくる。この事件は90年代に激しく繰り広げられてきた「文化戦争」の一翼を担い、相容れない価値観を奉じる保守派と進歩派集団の間での激烈な主導権争いでもあった。その争いにおいて保守派は国民に人気の高い大統領を弾劾という手段に訴えて追い落とそうとしたが国民の支持を得られず失敗したのである。この小論ではクリントン大統領の弾劾を歴史の中に位置づけ、この特異な弾劾がもたらされた背景や、政治の現状、国民の選択を検討してみたい。

I . 弾劾制度

1 . 憲法上の規定

アメリカにおける弾劾制度はイギリスの法制度をモデルとしているが、議院内閣制のイギリスとは異なり大統領制をとるアメリカでは三権分立の理念に従い建国の父祖たちが独自の弾劾制度を考案した。合衆国憲法における弾劾は、大統領、副大統領、政府高官、裁判官らを対象としており、連邦議会下院が単純過半数をもって弾劾訴追を行い（第一条第二節第5項）、上院がこれを受けて、最高裁判官を判事として、弾劾裁判を行う規定となっている。その時には下院の司法委員会の13名が検察・管理人となり、上院議員が陪審員となり3分の2の票をもって高官を罷免できるのである。（第一条第三節第6項）

合衆国憲法の起草者の一人アレキサンダー・ハミルトンは『フェデラリスト』⁽¹⁾において弾劾制度を以下のように考察した。弾劾制度は公職者の行為に対する国民審判の方法として意図されたものであること、またこの国民審判を発議する権限、つまり弾劾を提起する権限を最高裁判所ではなく立法府である議会に付与したのは、人民の直接代表によって行われた告発と時に正面衝突するような判決となった場合に、判事がその判決に人民を納得させるのに足だけの信頼と権威をもっているかどうかは疑わしく、したがって人民に選ばれた代表らの議会にその権限を委ねるべきであるとした。つまり憲法の起草者は世論を考慮に入れるために、弾劾が裁判所ではなく議会という国民の家で行われる事を規定したのである。そして立法府の二院に弾劾権を分け、下院に告発権を、上院に判決権を与え、同一人物が告発人と裁判官を兼ねるという不都合を避けた。

憲法に盛り込まれた弾劾の対象となる行為には「反逆」「収賄」の反国家的な罪につづいて、「高度の犯罪と非行」（第二条第四節）が挙げられている。合衆国憲法の起草の段階では大統領を弾劾の対象とすることに反対の意見もあった。判事のように一旦任命されると終身の任期となるわけではなく、4年ごとに選挙で選ばれる大統領は国民が気に入らなければ次回で選ばなければよいと考えた。しかし賄賂をもらったり交戦中に敵国に機密を漏らしたような場合、大統領の任期が切れるまで待てないという非常事態も想定されたのである。

クリントン大統領の弾劾を論じる時に彼の行為が「非行」に相当するか否かが議論の中心となった。そして弾劾を審議する下院司法小委員会で証言した憲法学者らは「非行」とは国家を危うくするような行為に限られ、安易に弾劾に踏み切るとは大統領制を内閣制に近づかせ、弱い大統領をつくりだす危険性があると指摘した。つまり大統領が議会の不信任案の対象になるような弾劾の用いかたは行政府の存在を弱め、憲法で規定した完全な三権分立の制度を危うくするものであると見たのである⁽²⁾。

2 . アンドリュー・ジョンソン大統領の場合

クリントンの弾劾に際して多くの憲法学者や議員らが弾劾の先例を検証した。過去にたった1人弾劾を受けた大統領は、130年前の第17代大統領アンドリュー・ジョンソンであった。テネシー選出の

民主党上院議員のジョンソンは、南北戦争後の1864年の選挙で共和党のリンカーン大統領から副大統領候補に指名された。リンカーン大統領が凶弾に倒れた後大統領に昇格したジョンソンはリンカーンの穏健な南部再建計画を継承したが、66年の選挙で共和党過激派（ラジカル）が連邦議会の上下両院で過半数を獲得し、戦争に敗れた南部への措置や解放された黒人の処遇をめぐる大統領と対決し、弾劾されることになったのである。この弾劾のきっかけとなったのは議会が大統領の拒否権を覆して成立させた法律に大統領が逆らったことにある⁽³⁾。

こうして南北戦争後の混乱した状況の中で、南部再建策をめぐる根深い意見の対立から南部白人の肩を持つとみなされたジョンソン大統領の弾劾へと発展し、1868年3月3日に下院で弾劾訴追が成立した。当時の上院の勢力は共和党42、民主党12で、有罪に必要な票は36票であったが、共和党穏健派の7人が大統領の行為を弾劾に相当しないとして反対票を投じたためわずか1票差で弾劾を免れたのである⁽⁴⁾。このようにジョンソン大統領は弾劾裁判で有罪にされなかったとはいえ、弾劾は大統領職に深刻な影響を与え、19世紀いっばい大統領の権限を弱める結果をもたらしたと今日の歴史家は評価している⁽⁵⁾。

3. リチャード・ニクソン大統領の場合

ニクソン大統領の場合は、72年の選挙選の最中に民主党選挙対策本部のあるウォーターゲート・ビルへの侵入事件をきっかけとし、この事件の隠蔽工作に大統領が関与していたことがテープによって裏付けられたため、国民の大統領に対する不信任がつり、ついには大統領が弾劾寸前に辞任へと追い込まれたのであった。調査の結果ニクソンは事件の隠蔽や政敵追及に連邦政府の機関を用いるなどの権力濫用や偽証の罪を犯したと認められた。また事件を解明した記者、証拠のテープ提出を命じた裁判所、弾劾を調査した委員会や議会、そしてその調査に対する国民の支持があり、アメリカの政治制度が有効に作用することを実証した出来事であったと評価されている⁽⁶⁾。

ウォーターゲート事件では特別検察官の調査の他に議会上院も特別の調査委員会を設けた。また当時の下院司法委員会に共和党穏健派と民主党保守派が混在していた結果、超党派で真相解明に向けて真剣な論議が行なわれた。大統領の弾劾決議が採択された時には、第1条の司法妨害、第2条の権力濫用、第3条の議会侮辱のそれぞれに7人、6人、2人の共和党委員の支持があり、判決が超党派で行われたと考えられ、弾劾の手続きに正当性があると国民が理解したのである⁽⁷⁾。

ニクソン大統領の場合は隠蔽工作への加担や偽証に加え権力濫用といった犯罪行為が立証され、また司法委員会で超党派での審議からも弾劾を行なう法的基準を満たしており、その上国民の支持を伴っていたので政治的基準も満たしていたと考えられる。他方クリントン大統領の場合には国民のみならず学識者も弾劾に反対しており、その行為が弾劾の法的基準からはずれ、また政治的基準も満たしていなかったと思われるが、その点を以下で検証したい。

4. クリントン大統領の弾劾反対論の根拠

クリントン大統領の場合は過半数の国民が一貫して弾劾に反対していたが、下院司法委員会での弾

効裁決に先立つ11月6日に弾劾反対の意見書が全米の430人以上の著名な憲法学者、歴史家らの署名付きで議会に送られた。その中で、学者らはクリントン大統領に対するスターの報告書に取り上げられた容疑は弾劾に値する極悪な犯罪性に欠け、また公職の重大な怠慢を立証するだけの証拠も見られないと論じ、弾劾に反対であることを表明した。そしてまた、議員らが弾劾に要求される高度の憲法上の基準に満たない不品行に対して大統領を弾劾し罷免しようとするのは、議員自身の憲法上の責務を犯す事になり、また大統領を長期にわたり公的なものぞき趣味的裁判にかけることになればアメリカは国家として統治能力と威信を損なうことになる警告を発したのである⁽⁸⁾。

また司法委員会で意見を述べた歴史家アーサー・シュレジンガー・ジュニアは、憲法にある「高度の犯罪と非行」とは「反逆、収賄」に匹敵するレベルと質でなければならないと論じ、イラン・コントラ事件のレーガン大統領の方が重大なウソをついたと述べたが、当時議会で弾劾要求が出なかったのは、ウォーターゲート事件のように国民に大きな苦痛を与えることを避けたからであると説明した⁽⁹⁾。しかし何人ももの学識者が過去の例や憲法の解釈に基づいて弾劾に反対を表明したものの、弾劾を決意している共和党委員を思いとどまらせることはできず、弾劾を推進したボブ・バー委員らはアイビーリーグの学者らの警告にかえって反発したと報じられた⁽¹⁰⁾。ここにアメリカの伝統的な反知性主義が見られるが、既に弾劾を押し切ろうと決意している共和党委員らを翻意させるすべはなかったのである。

ともに民主党に所属するクリントンとジョンソン両大統領は南部の貧しい生まれであり、州知事を経験しており、下院で共和党により弾劾訴追を受け、上院で無罪とされた経緯に類似点が見出される。しかし選挙で選ばれなかったジョンソンに対する国民の支持は高くなく、そこに共和党がつけこんで弾劾したとも言えるが、クリントンの場合は二度にわたり選出され、弾劾騒動の間中ずっと国民の強い支持を得ていた。またジョンソン大統領の弾劾のきっかけとなった「身分保障法」は後年最高裁で違憲とされたことからわかるように⁽¹¹⁾、この弾劾は憲法にかかわる重大事であった。これに比してクリントン大統領は後述のように私的な行動における宣誓証言が問題となったのであり、行為の内容は国家や憲法とまったく無関係であった。下院共和党が望んだことはクリントン大統領の行為が弾劾に相当するか否かを憲法に沿って議論することではなく、国民に人気のある大統領に汚名を着せることで選挙を有利に運ぶ事であったと思われるが⁽¹²⁾、この点を以下で見て行きたい。

5. クリントン大統領の弾劾へ至る経緯

中間選挙の最中の98年9月スター独立検察官から調査の結果を記した報告書と証拠となる文書36箱が議会に送付されると、ホワイトハウスや民主党の反対を押しきって共和党は直ちにインターネット上で報告書を公開した。ついで10月に下院は民主党が出した期限付きの弾劾審査を否決し、期限なしの審査の開始を可決した。この時共和党は翌月の選挙で上院で4から6議席増、下院で6から10議席増という結果を予測し、そうなれば弾劾への動きが加速されると見ていた⁽¹³⁾。しかし11月3日の中間選挙では大統領のスキャンダルを前面に出し、大統領への国民投票と位置づけた共和党は下院で5議席を失うという予想外の敗北を喫した。中間選挙では大統領と反対の党が議席を増やすことが通例で

あったため、今回の選挙は民主党の実質的な勝利とされ国民を忘れて弾劾にこだわる共和党が嫌われたと分析された。メディアやホワイトハウスはこの世論の結果から弾劾中止を予測したが、下院共和党は弾劾へと突き進んだ。

選挙終了後の11月17日にスターが下院司法委員会で証言し、またヘンリー・ハイド司法委員長からの88ヶ条の質問書に大統領が同月末に回答を送付し、8月に行われた大陪審での証言を偽証ではないと弁護した。ついで12月11日に下院司法委員会は大統領を第1条のポーラ・ジョーンズ裁判における偽証、第2条の大陪審における偽証、第3条のジョーンズ裁判における司法妨害、ついで12日に第4条の委員長の質問状への回答における偽証、という4件すべてを過半数で承認したが、これらの条項の判決において22対16と委員の所属政党別に票が分かれたのである⁶⁴。12日に民主党委員が弾劾に代わるものとして大統領への譴責処分を提案したが拒否された。ついで19日の下院本会議では第1条を賛成228（民5）反対206（共5）、第3条を賛成221（民5）反対212（共12）というほぼ党派に沿った投票により過半数で可決し、弾劾決議を上院へ送付したのである。なお第2条は205（民1）対229（共28）、第4条は148（民1）対285（共81）で否決された⁶⁵。

弾劾決議後のNBCの世論調査では、大統領の支持率がこれまでの68%から72%に上昇し、メディアの見解も弾劾をしたのは誤りであったとの社説を一齐に載せるなど、弾劾批判は一層激しくなり、また共和党の支持率は30%台に落ちこんだ⁶⁶。こうした世論の批判を避けるために、また上院の勢力分布は共和党55対民主党45であり、弾劾可決に必要な67票が得られる見込みは当初からなかったため、共和党院内総務トレント・ロットは民主党院内総務トム・ダッシュルとともに超党派的運営で臨み、下院訴追委員の証人要求を3人に絞るなどして上院での弾劾裁判を短期間に終結させた。この裁判には大統領の運命だけでなく、上院の尊厳と議員の政治生命がかかっていると見なされたのであった⁶⁷。

こうした配慮により1999年1月7日に始まった上院の弾劾裁判は2月12日に終了した。第1条は有罪45（共和45、民主0）対無罪55（共和10・民主45）、第3条は有罪50（共和50・民主0）対無罪50（共和5・民主45）、といずれも単純過半数さえ得られなかった。民主党議員はいずれの条項においても不支持の票で団結し一人の離反者も出さず、またリベラルな北東部選出の共和党議員も弾劾に反対票を入れた。上院での審議では大統領の行為と弾劾という重い処分との釣り合いが問題にされた。大統領と実習生との性的行為に関する質問の答えを避けようとしたり逃げ口上であっても、建国の父祖らの考えた「高度の犯罪と非行」には相当しないと多くの議員が判断したのであった⁶⁸。

Ⅲ．弾劾を推し進めた政治的要因

1．独立検察官法とケネス・スター

今回の弾劾にかんしては、ウォーターゲート事件やイラン・コントラ事件の時のように議会が組織した調査委員会が独自に調査を行なうことをせずに、独立検察官の提出した報告書だけを根拠に下院での弾劾訴追が断行された。それだけにスター検察官の報告書は大変重要な役目を果たした。スターが94年に独立検察官として任命されたのはクリントン州知事時代のホワイトウォーター開発会社での

金銭行為に関する調査であった。この調査に関してはスターの後任ロバート・レイが2000年9月に調査終了を発表したが、もともと捜査に乗り出す必要のないものだったと思うと述べており⁸⁹、スターも以前ホワイトウォーター疑惑は証拠不十分であるとして打ち切りを発表しながら数日後に取り消して調査を再開した。この経緯から調査続行を望む周囲の強い圧力があったことは確かであろう。

独立検察官法はニクソン大統領がコックス特別検察官の罷免を命じたような事態が再び生じないよようにとの意図で制定され、行政府ではなく3人の連邦裁判士のパネルが指名する規定となっている。94年2月にホワイトウォーター疑惑の調査を任命されたのはロバート・フィスクであったが、期限切れの独立検察官法が8月に制定されると、フィスクに代えてスターが指名された。この指名にはクリントンを嫌う超保守派の議員が絡んでいたことが指摘されている⁹⁰。スターのオフィスの倫理担当のサム・ダッシュは、独立検察官の役割は弾劾しうる行為の有無を調査して議会に報告書を提出することであるのに、スターが司法委員会で証言し弾劾を進言したのは越権行為であると批判して辞表を提出したが、スターの調査の行き過ぎを批判する声は少なくない⁹¹。また、独立検察官法が調査の期限や費用に制限を設けていないことなど、独立検察官法自体の欠陥も指摘され、99年の見直しの時には両党合意のもとで独立検察官法は廃案となった⁹²。やはり司法、立法、行政の三権の均衡と抑制という制度の枠外にある独立検察官法はそのしくみにも問題があったと言わざるをえない。

独立検察官に比べると、大統領は議会や裁判所の裁定に拘束されいかにも無力であった。もともと合衆国憲法が強い大統領をあえて作らなかったという制度的な理由もあるが、大統領在任中の民事裁判が職務遂行の妨げになることを理由に訴訟の延期を願い出た時に、最高裁は公務の妨げにならないとして却下するという大きな見込み違いを犯した。また独立検察官の大陪審ヘシークレット・サービスや顧問弁護士が召喚された時も、大統領側は守秘特権を盾に召喚を拒んだが認められずいずれも却下された⁹³。大統領といえども「法の下では平等である」というスター側の主張が通ったのである。

2. 下院共和党の空洞化

98年9月の時点で下院司法委員会のハイド委員長は、ニクソンの調査において共和党委員が重要な役割を果たしたように、今回は民主党からも同様の支持をとりつける必要があると認識し、党派的な魔女狩りの委員長を務めたくはないと言いつづけた。そして超党派の過半数の支持が得られなければ、弾劾は先に進めるべきではないと語ったと報じられている⁹⁴。委員長がこのように考えていたとしたら、12月に下院司法委員会の共和党委員だけで弾劾決議を行うまでに、どのような事態の進展があったのだろうか。

まず中間選挙の敗北を受け、ニュート・ギングリッチ下院議長がその責任をとって議長職を辞退し議員も辞職すると発表した。ギングリッチは95年の連邦政府の閉鎖の責任を問われ、また倫理上の問題で罰金を払わされたことも重なり、ライバルと目するクリントンを追い落とそうとしてみずからの政治生命を絶つことになった。この予想外の敗北によりハイド委員長にかなりの裁量がまかされたことは確かであろう。ハイド自身も30年前の不倫を暴露する記事がオンライン雑誌に載ったことに大きなショックを受け、これをリベラル派からの脅迫とみて態度を一層かたくなにしたと思われる⁹⁵。八

イドはスターが議会に提出した報告書や大陪審での大統領の証言ビデオなどを「国民の知る権利」を根拠にすべて公開したが、国民が弾劾を支持しないことがわかると主張を変え、国民の意見にかかわらずあくまで憲法上の義務を遂行しなければならないと弾劾審議の続行を約束した。ハイドの論理に一貫性を欠く行動は、指摘されるように共和党の知的混乱状況を示すものであろうか⁸⁹。

3. 下院民主党の戦術

クリントン大統領がこれまで自党の下院議員との関係を特別大切に出来なかったことは当初マイナスに作用した。下院民主党院内総務のディック・ゲッパートは労働組合の側に立ち、かつて「北米自由貿易協定」を推進したクリントン大統領とは相反する意見を持っていたなどの意見の不一致も指摘されている。また州知事出身のクリントンは議会との太い絆をもち、大統領の側からも格別下院民主党議員との接触をもつよう努めた形跡はない。こうした関係の薄さもあって選挙前はゲッパートをはじめ民主党議員の中にも大統領の辞任を求める声は少なくなかった⁹⁰。

しかし中間選挙の結果や、国民の多くが大統領を支持する世論調査の結果から、ゲッパートは弾劾にむかう共和党が有権者に党派的に行動しているようにすることが民主党の利益になると考えた。そのため党内の民主党議員を弾劾反対で結束させるための手を打つことにした。またその一方で大統領とは距離をたもち、不品行の大統領をかばったために火の粉がふりかかってくることを避けたといわれる。ホワイトハウスの側でも下院共和党穏健派に働きかけると同時に自党議員の離反を防ぐための電話攻勢をかけた。また司法委員会においても弾劾決議の内容に民主党委員が口を添えて受け入れやすい文面にするような努力は一切せず、共和党が党派的に動いているとの印象を強めることに成功したと見られる⁹¹。

4. 下院司法委員会

下院司法委員会の構成は共和党21、民主党16であるが、共和党側は女性1人を除いてすべて白人男性であり、とりわけ南部出身の元検察官の委員らが道徳論をふりかざして大統領糾弾の先頭に立った。一方の民主党側はリベラル派で占められ、ユダヤ系、アフリカ系、女性、同性愛者といった多彩な顔ぶれであった。司法委員会がこのように思想的に保革の両極端をメンバーとするようになったのは80年代以降である。それまでの刑法、特許、著作権、憲法に関する争点から社会的・文化的争点に関心が移り、妊娠中絶、国旗を燃やす事、学校での祈りの時間といった争点に加え、同性愛者の権利、アフーマティブ・アクション、銃規制、移民規制、死刑廃止の是非などが取り上げられ、こうした問題に明確な立場を取り、また安全な選挙区出身の議員が委員会に送り込まれていた⁹²。

前述のようにニクソン弾劾を決議した時と異なり、今回はどの委員も最初から弾劾に対する態度を決めていたと報じられており、実りのある審議とはならなかった。また共和党委員は偽証や司法妨害の具体的内容や、なぜ大統領が弾劾されるべきかについて議論をしなかったが、これは共和党委員が内容に性的表現が出てくることを嫌ったことや多くが推論や状況証拠に基づくもので根拠が弱かったためと見られる。そうした理由もあって従来と異なり弾劾を論じる司法委員会にしては憲法論議がひ

どく欠けていた。またハイド委員長は年内に審議を終らせるという約束を守るために、スター以外の証人を呼ばず、独自の調査もしなかったことを上院での敗因として挙げている⁶⁰。

5. 共和党穏健派への圧力

弾劾を推進する側も中止させようとする側も共和党の穏健派と目される30人余りを説得することが決め手であったが、彼らの大半が最終的に弾劾を支持したのは共和党院内副総務トム・ディレイの説得によるものであった。ギングリッチの後任となる次期議長ボブ・リビングストンが弾劾審議に関与することを嫌ったため、ディレイが求心力を失った共和党下院の実力者として采配を振るうことになったのである⁶¹。

穏健派が選択肢として採りたかったのは譴責処分であったが⁶²、弾劾が不成立になることを恐れたディレイは譴責処分を取り上げないようハイド委員長あてに議長名で書簡を出させた。また穏健派に対しては、国民の多くが弾劾に反対しているのは大統領が辞めさせられると思うからであるが、上院では弾劾が成立しないので、弾劾とは厳しい譴責に過ぎないとか、中間選挙で敗北したことで弾劾の責任は既に取ったことになるとか、ここで譴責へと後退すれば共和党の中核にいる35%の弾劾賛成派を失って次回の選挙で敗北するとか、あの手この手で説得した。共和党の地方組織は保守色の強い宗教右派が掌握している州が20州近くあり、予備選の行方を左右する力を持っているが、ディレイは、弾劾を支持しなければ次回の予備選で右派から別の候補を出すとか、党からの選挙資金を控えるといった脅しを用いたのである⁶³。このように弾劾可決への道筋をたどると、弾劾という「憲法が議会に与えたもっとも重要な武器」⁶⁴についての解釈が歪曲され、弾劾のための多数派工作に用いられたことがわかる。

この度の弾劾は後世にどのような影響を与えるのだろうか。これはむろん予測の域を出ないが、将来議会は大統領の私的領域での事件をこのような形で取り上げなくなる可能性が示唆されたり、憲法に規定されている「高度の犯罪と非行」の解釈が共和党側が主張したような道徳的指導者としての大統領の人格を問題とするのではなく、大統領側の弁護団が主張したように国家を脅かすような公的な行為に限られるだろうとも論じられている⁶⁵。

IV. 90年代の政治の特色

1. 価値観をめぐる争い

冷戦の終結が国外に向いていた人々の目を国内に向けさせたことは確かである。もし冷戦が続いていたら、自国の大統領を今回のような罪状で弾劾を遂行して貶めることはとても考えられなかったに違いない。共産主義という外敵に対して結束していた右派の人々が90年代のアメリカ社会で「内なる敵」として選んだのは価値観を異にする人々であった。かれらは80年の選挙でレーガン候補をかつぎ、政治の舞台でも発言権を増し、社会的、宗教的、文化的な争点を政治の場で取り上げるよう圧力をかけてきたが、クリントン政権の誕生とともに彼らが抱く「古き良き」時代の伝統的価値観が退けられてしまったことに焦りを覚えていたことは否めない。89年に結成された「キリスト教連合」は宗

教右派のロビイストとして90年代に勢力を拡大したが、教会を活動の場として各候補者の立場を詳述した『有権者ガイダンス』と称する冊子を配布し、価値観を共有する候補の応援や中絶権や銃規制法を支持する候補の落選をめざした選挙運動を効果的に繰り広げてきた⁶⁸⁾。

92年の共和党全国大会において右派の代表パット・ブキャナンは「文化戦争」を布告したが、クリントン大統領は60年代の相対的な価値観で判断する世代の代弁者とみなされ右派から敵視されてきた。また大統領就任後クリントンはマイノリティの黒人や同性愛者の権利を擁護し、人口妊娠中絶を女性の権利として容認し、銃犯罪を減らすための銃規制法を成立させた。こうした一連の行動は右派の人々の信念を裏切るものであった。南部は宗教右派の地盤であり保守的な有権者が多く、彼らが共和党支持者の中核であるが、こうした「怒れる白人男性」の票により94年の中間選挙で共和党は40年ぶりに連邦議会の上下両院の過半数を占める大勝利をおさめた。この時に誕生した「ギングリッチの子供たち」と呼ばれる共和党新人議員73人の大集団は、政治的な経験がきわめて少なく強固な保守思想の持ち主で、妥協を嫌うと指摘されており、党派色を強めている大きな要因である⁶⁹⁾。

クリントンの弾劾騒動は共和党側からも民主党側からも文化の争いとして語られることが多い。共和党右派のディレイは弾劾をクリントンの相対主義と右派の信じる絶対的真実の戦いと位置づけたが⁷⁰⁾、民主党司法委員のマキシム・ウォーターズは共和党がキリスト教連合の手先となってわれわれの文化をコントロールしようとしている、と捉えた⁷¹⁾。またハイド委員長は上院で弾劾が否決された時、クリントンを弾劾し有罪にすることは中絶と同様に文化的に重要な問題であり、「現在われわれが戦っているこの文化戦争が終わった後で、アメリカには戦って守るに値するものが残るであろうか」と問うたが⁷²⁾、いみじくも弾劾が文化の争いであること、そして弾劾支持派はこの争いの結果に国の行方がかかっていると見ていることがわかる。

クリントンの弾劾をこうした広範な文脈で捉えると、右派があくまで弾劾に固執した理由が理解できるであろう。しかしその一方で、弾劾に対する世論の強い反対や上院では過半数の支持を得ることも出来なかったという事実は、政治を通して道徳的価値観を推進しようとする手法が多くの国民に認められていないことも明示した。このような個人的な問題の判断を政府に押し付けられることを嫌ったのである。今後宗教右派が政治活動から手を引くかどうかは明らかでないが、弾劾で深手を負った宗教右派がこれまでのような形で影響力を政界で保持することはないであろう。また宗教の問題が共和党右派の独断場ではなくなってきており、信仰について好んで語る政治家が増えていることは、ジョー・リーバーマン副大統領候補の登場にも見られる通りである。

2. 政治とカネのつながり

近年の政治家にとって一般の有権者よりも大切なのは選挙資金を提供してくれる地元の献金者や企業のロビイストらである。ウォーターゲート事件後、選挙資金を規制する法が成立し個人献金に上限が設けられたが、上限のない政党への献金が抜け道として多用され、このソフトマネーが年々急速に膨らんできている。選挙資金の多くはテレビ・コマーシャルに使われ、また政治コンサルタントを雇う費用も増えている。従って選挙に勝つためのカネの重要性は以前に増して大きくなり、献金主であ

る大企業、大労組、裕福な個人などが有権者以上に議員にとって大切な存在となっている。また大企業の幹部の74%はまとまった額の政治献金をしないと党に冷遇されるのではないかという圧力を感じ、実際に献金によってワシントンでの影響力やアクセスを確保できるとも述べている⁴³⁾。当然多額の献金をした人々の意志は議員が法律に規制を加えたり、反対したり、また彼らの投票行動に反映されることになる。

ロビイストの役割も以前にも増して目立っている。『ニューヨーク・タイムズ』紙の調べでは70年代には議員を辞めた後ロビイストになる割合は3%に過ぎなかったが、今日では議員の経歴をもつロビイストは23%にも上っている⁴⁴⁾。元議員であれば議会に自由に出入りし、設備を利用したり、現職の議員に働きかけることが容易にできる。このように議員とロビイストの境がますますぼやけてきていることは想像に難くない。まして議員が次のステップとしてロビイストをめざすのであれば、企業とのつながりは有権者よりも大切にされ、議員の政治的判断を左右する大きな要因になる。南部の保守的な選挙区を地盤とする議員はともかく、弾劾反対の世論に逆らった下院共和党議員の行動の中には献金者やロビイストの意向を反映したものと考えると考えてよいだろう。

90年代になって保守系のシンクタンクが多額の財源を得て、政策や候補者にも大きな影響力を及ぼしている事実も有権者不在の政治とつながっている。保守派のシンクタンクは92年以来予算が2倍に膨らみ、96年の大統領選挙の年には共和党がソフトマネーで集めた金額を2000万ドルも上回る資金を集めたが、こうした保守系のシンクタンクは企業から多額の献金を募る一方でワシントンや地方の政界と緊密な関係を保ち、両者の仲介役を演じているのである⁴⁵⁾。

クリントン大統領は国民から強い支持を受け就任後8年目に入ったが、もう一方に「クリントン・ヘイター」と呼ばれる強烈な反クリントン勢力が92年以来クリントン追い落としのためにありとあらゆるスキャンダルを探しつづけてきたことも広く知られている。反クリントン運動の一つである「アーカンソー・プロジェクト」は大富豪メロン・スカイフの潤沢な資金を使ってクリントン大統領の「スキャンダル」の火つけ役となっていることが報じられた⁴⁶⁾。2000年にジョージ・W. ブッシュ候補が集めた巨額の選挙資金の背景には、弾劾に失敗した共和党支持者の危機意識があることも確かであろう。ひるがえって考えれば弾劾という手段を用いたのは、過去二度の大統領選に敗れ、また好況の経済のもとでことさら変化を求めない有権者を前にして、共和党が政権を奪還するための奇策であったのだろう。ただ世論が計算通り動かなかったために挫折したのである。

皮肉なことにクリントン政権下では財政均衡、福祉受給者の減少、また犯罪率の低下など保守派の争点が次々に実現されているが、こうした「越権行為」が自分たちの得点を横取りされたという保守派の強い反感につながったのであろう。政治学者のステイブン・スカロネクは、ジョンソン、ニクソン、クリントンの共通点として、自党の従来立場から離れて相手側の強力な主張を取り込んで同化しようとする大統領であり、過ちを犯したり行き過ぎたりすると弾劾の対象になりやすいと興味深い分析を行っている。また時代背景をみると、南北戦争直後の再建期のジョンソン、ベトナム戦争への反感が渦巻く中でのニクソン、そして80年以来の保守派の台頭する中での進歩的大統領クリントン、というように思想的に激した時代であったことも共通すると指摘している⁴⁷⁾。

3. メディアの役割

メディアがこの度の弾劾問題で果たした役割も大きい。ウォーターゲート事件はワシントン・ポストの2人の若手記者が大統領の疑惑を調査して真相に迫り、大いにジャーナリストの株を上げたのであるが、この事件をきっかけに大統領の身辺を洗いプライバシーを侵害するスクープ合戦が通常のこととなっている。さらにインターネットが発達した今日、ネット上の情報や24時間放送のケーブルテレビなどとスピードが競われるようになったので、取材源の精度などは二の次となり、大手の活字メディアもタブロイド紙と化してしまっている。つまり報道の基準が低下しているのである⁶⁹。

大統領のスキャンダルに関する情報はメディアによって見境もなく流され、他の重要なニュースを凌駕してしまった感があるがこれも冷戦終結と無縁の状況ではない。また独立検察側もホワイトハウス側も故意に情報をリークし、メディアを利用して状況を有利に運ぼうとした。しかしこうしたメディアの執拗で過剰な報道に国民は興味をあまり示さなかった。「国民の知る権利」という口実のもとで公開されたスターの報告書やビデオも、共和党の魂胆が見透かされ、やりすぎであると国民の反感を買ったが、こうした情報の氾濫が国民の政府への不信感、政治そのものへの嫌悪や無関心といった反応に拍車をかける恐れも否定できない。

メディアは11月初めに中間選挙の結果が出るまでは大統領に辞任を促す論調が強かったが、選挙結果から世論の大統領支持が明らかになった後は弾劾反対へと論調が変化した。アメリカのメディアはアメリカ人の生活の中で影響力が低下していることを認めているが、それと同時に報道が世論の動向と食い違うことをむしろ誇りにしている所も見られる。世論をリードする役を担っているとの自負であろうが、一方国民の側からすれば報道する人々も政治家もワシントンのインサイダーであるとしてそこに距離を感じたとしても不思議ではない⁷⁰。終始一貫して大統領の弾劾に反対しつづけたのは過半数の国民であり、歴史家ドリス・グッドウィンはこの健全な「国民の本能」が今後はメディアに自粛を促すのではないかと、という楽観的な予想を述べているが⁷¹、今後も増え続けるさまざまなメディアの多様な情報をどう選別するのかという問題は残るだろう。

4. 国民の判断

弾劾騒動における世論調査から国民が党派的な政治にも過剰な情報提供にも関心を示さなかったことが判明しているが、最後に国民の態度からどのようなことがわかるのかを検討してみたい。最初に大統領とホワイトハウス実習生の関係がニュースで報じられた直後の調査結果からは、クリントン大統領の仕事ぶりへの評価が60%から51%（98年1月21日、ABC News/Washington Post）へと下がった。またその後クリントンが沈黙して語らなかった時、過半数の国民はクリントンが宣誓後に虚偽の証言をしたら辞任すべきと考え、大統領に辞任する意志がないならば偽証により大統領は弾劾されるべきだと考えた人も多かった。（1月25日 ABC News /Washington Post）しかしその後の世論調査では一貫して6割以上の国民が大統領の仕事ぶりに高い評価を与え、議会の弾劾の動きに反対してきた。

こうした世論の変わらぬ支持をメディアや共和党は理解できず、とりわけ進歩的な女性組織がこれ

までアニタ・ヒルらセクハラを訴える女性達を支援しておきながら、今回は大統領にセクハラを受けたというポーラ・ジョーンズの肩を持たないのはダブルスタンダードだと責めたのである⁶⁹。しかしジョーンズが右派の資金援助を得ていたり、この裁判自体がセクハラを立証する証拠が無いことを理由に棄却されたことから、ヒルとは異なる状況であることは明らかである。クリントン大統領は二度の選挙において女性票が勝利の決め手になったが、弾劾騒動においても女性団体の多くが大統領を変わず支持し続けたのである。

国民が大統領の弾劾に反対する理由を挙げてみよう⁶⁹。まず経済の好況が国民の現状への満足感につながっていると見られる。次にクリントン政権の政策が、財政均衡、黒字の使途、教育、犯罪、最低賃金などに関して国民の望むことを実現し、リベラルな政策と保守的な政策を巧みに組み合わせた大統領の政治手腕が高く評価されている。個人としてのクリントンを不道德と嫌っても国民の60%以上が彼の政策を支持しているが、国民のニーズに敏感に反応するだけでなく、それを伝えるクリントンのコミュニケーション能力も高く評価されている。これは99年1月、上院での弾劾裁判の最中の一般教書演説後に国民の支持率がさらに高くなったことから理解されよう。また敵にまわしたスター、ディレイ、ハイドといった人々への好感度が低かったことも大統領への同情となった。最後に弾劾問題の核心が性に関することであると理解し、不倫に関して大統領がウソをついたとは思いますがこれは個人的な問題であると判断したのである⁶⁹。このように国民は大統領に評価を下す際には、大統領としての業績や政治的手腕とクリントン個人の行為とを区別し、大統領の執務室で行われた行為であつてもあくまでプライベートな問題と理解したのである。

またブルッキングス研究所のトーマス・マンは、クリントン大統領は政治的敗北からのカムバックが巧みであり、苦境に強く、失敗から学び成長していくタイプであり、また人との感情共有にたけ政策を多くの人に受け入れやすく上手に提示する能力があり、こうした資質が彼の人気を高めていると分析する⁶⁹。このようにクリントン大統領はたぐいまれな知性と政治的手腕というプラスの面と、性格的な弱さというマイナスの面をどちらも人一倍強く持った特異な政治家であり、共和党はスター独立検察官とともにその弱さを追求して追い落としを謀ったが、国民が彼のプラスの面をより高く評価して弾劾から救った、と見ることができるだろう。

おわりに

今回の下院での弾劾が過半数の国民の賛同を得られず、またきわめて党派的に事が運ばれたことに、憲法における弾劾の手続きに問題があると指摘する声もある⁶⁹。憲法の起草前からすでに弾劾が党派的に操作される危険は予見されていた。ハミルトンは「両院のいずれか一院に蔓延した派閥的精神からなされる告発の危険を防ぐもの」として「上院の3分の2の同意が有罪判決に必要なとなれば、無罪の者への保護が望みうる限り完全なものとなっている」⁶⁴とそのしくみを説明しているが、この点では政治制度が機能したことも証明された。

しかし上記のように、この度は大統領の弾劾という重大な政治上の危機ともいえる状況に一向に国民は関心を寄せず、弾劾を推し進める共和党下院議員の中にも譴責処分と変わらないというような軽

い認識で扱った者もいた。そして弾劾が上院で成立しないことが明らかであったにもかかわらず下院共和党執行部はあくまで大統領に弾劾の汚名を着せることにこだわり、みずからの傷を深める結果となった。これに懲りて今後の弾劾はもっと慎重に行われるだろうという見方もあるが、また逆に歴史家エリック・フォナーは弾劾の概念が今回拡大されたので、今後下院の多数派が多用するだろうと見る⁶⁹。またアメリカの大統領の権威が弾劾によって失墜したとしても、それが長期にわたって大統領職の権威を脆弱にするとは言えないとも論じられている⁶⁹。いずれにせよクリントン弾劾のインパクトはもっと長いスパンで見る必要がある。

この弾劾騒動を検証して言えることは、国民のためにあるべき政治が本来の目標から逸脱し党派色の強い動きが最近とみに見られることである⁶⁹。冷戦終結後の平和な時代には両党を結びつけ国民の関心を引つけるような共通の目標が見えにくいという事情はある。大統領をはじめ政治家の選出過程において莫大な費用がかかることやメディアによる候補者や政治家への過度とも思える詮索が相応しい人物の立候補を控えさせてしまう障害となっている。政治家の質の低下は90年代に見識のある政治家の多くが政界を去ったことも一因であろうが⁶⁹、政治とカネの結びつきの深化なども政治文化を変質させたことはも事実である。「弾劾に勝者はなかった」とはよく聞く言葉である。クリントン大統領は無罪放免になったとはいえ、むろん勝者とは言えない。選挙で選ばれた大統領としてアメリカ史上初の弾劾を受けた大統領として名を残すであろう。クリントン大統領だけではなく、政争に明け暮れた議会や情報を無責任に流しつづけたメディアへの国民の批判も厳しい。年々選挙につき込まれるカネが膨れ上がる一方で投票率の低下に歯止めがかからないという皮肉な状況を改善し、国民の参加に基づく民主主義本来の姿を取り戻すために成されるべきことは多い⁶⁹。

2000年の大統領選挙では党派的な論争にうんざりしている有権者を気につけ、両候補とも弾劾に言及することはないものの、大きな影を落としていることは否めない。共和党のプッシュ候補は、「思いやりの保守政治」をスローガンに従来の共和党とも一線を引き、幅広い支持を集めようとしている。一方ゴアが副大統領候補にリーバーマンを選んだのは、リーバーマンが弾劾騒動の時に自党の大統領の行為をいさめて注目を浴びた上院議員だからである。まれに見る接戦といわれるこの選挙で両者とも、教育、犯罪、社会保障、メディケアなど国民の関心が高く民主党の得意とする土俵で戦うことになったが、これはクリントンがもたらした変革の結果とみてよいだろう⁶⁹。弾劾はパワーをめぐる争いであると同時に政治の世界で繰り広げられてきた文化の争いでもあった。この弾劾騒動において市民の健全さだけが救いだったとトーマス・マンは総括しているが⁶⁹、2000年の選挙においてアメリカ市民が行なう選択にこの度の弾劾の最初のインパクトが示されるであろう。

注

インターネット経由の資料はすべて2000年7月～10月にアクセスしたものである。

- (1) A・ハミルトン、J・ジェイ、J・マディソン著『ザ・フェデラリスト』斎藤真、武則忠見訳、福村出版、1991。ここで引用するのは第65～66篇「上院の弾劾裁判所としての役割」より。
- (2) "Law Professors Send Letter Opposing Impeachment: A Conversation with Letter Sponsor Professor Susan Bloch", "Testimony of Michael J. Gerhardt" House Judiciary Committee Subcommittee on the Constitution, Hearing

- on the Background and History of Impeachment, November 9, 1998, <http://jurist.law.pitt.edu/impeach.htm>
- (3) 弾劾のきっかけとなったのは議会が大統領の拒否権を覆して成立させた「連邦政府身分保証法」であった。合衆国憲法により大統領が政府高官を任命する際に議会の承認を必要とするが、この法は罷免の際にも議会の承認が必要であることを新たに定めたのである。ジョンソン大統領はあえて共和党過激派に同調するスタントン陸軍長官を罷免したところ、議会は「身分保証法」に違反する大統領の行為は「弾劾」に値する「高度の犯罪と非行」であると見なして告発した。"Johnson, Andrew," *Encyclopedia Britannica* Peter M. Shane, "Impeachment: An Introduction," <http://www.intellectualcapital.com/issues/98/0910>
- (4) 皮肉にも大統領の弾劾に反対した7人の共和党議員は党から裏切り者扱いされ次の選挙で全員落選し、またジョンソン自身もリーダーとしての信用をその後回復することはできず党から再選の指名を受けなかった。注(3)。
- (5) この弾劾の影響で、マッキンレーが暗殺されセオドア・ローズベルトが大統領となる1901年まで偉大な人物が大統領に選ばれなかった理由とみなされている。 <http://impeachandrewjohnson.com/>
- (6) "Watergate 25 Years" PBS Newshour Online, June 17, 1997. <http://pbs.org/newshour>
- (7) Robert J. Spitzer, "Clinton's Impeachment Will Have Few Consequences for the Presidency," *Political Science and Politics* (Sept., 1999) p. 543.
- (8) Bloch, 注(2)。
- (9) 1986年レーガン大統領は武器と人質を交換したという話は「根拠がない」と繰り返し言明したがこれは明らかにウソであったと指摘した。Arther Schlesinger, Jr., "The Background and History of Impeachment," House Judiciary Committee, Subcommittee on the Constitution, Nov. 9, 1998. <http://jurist.law.pitt.edu/impeach.htm>
- (10) "Special Report Impeachment," *Time* Dec. 21, 1998, pp. 22-29.
- (11) 1926年 Myers v. United States 事件判決。
- (12) "Special Report Impeachment," p. 24. *Time* Dec. 14, 1998, p. 33.
- (13) *New York Times*, Oct. 9, 1998. 98年選挙後の共和党の世論調査の結果、有権者中、穏健派を自称する有権者が50%に増加、そのうち民主党に投票した人が55%、共和党が45%。また教育、ヘルスケア、経済、社会保障に強い関心を抱く有権者の圧倒的多数が民主党に投票した事が判明。モラルと税金については共和党支持と出た。Elizabeth Drew, *The Corruption of American Politics: What Went Wrong and Why*, Overlook Press, 2000, p. 239.
- (14) *New York Times*, Dec. 12, 1998.
- (15) 民主党下院議員のなかで弾劾支持にまわったのは保守的な選挙区の議員であり地元の有権者を意識してとった行動であった。 *New York Times*, Dec. 19, 1998.
- (16) *Washington Post*, Dec. 20, 1998, *New York Times Weekly*, editorial, Dec. 20, 1998. *CQ Weekly*, Jan. 30, 1998, p. 236.
- (17) *Washington Post*, Feb. 13, 1999, *Washington Post*, Sep. 19, 2000.
- (18) *New York Times*, "Key Events in the Clinton Investigation", <http://www.nytimes.com>.
- (19) クリントン夫妻の刑事責任を問う十分な証拠が無かったと発表し、6年以上にわたり5千万ドル以上の国費と50人もの捜査員を投入した捜査は終了した。PBS Newshour Online. <http://pbs.org/newshour>. *New York Times* Sept. 20, 2000.
- (20) 後ろ盾の共和党超保守派のジェシー・ヘルムズ上院議員はノースカロライナ州のタバコ産業と深くつながり、タバコの被害者訴訟を応援するクリントン政権とは利害が反する。すでにスター指名の段階から大統領の犯罪立証を狙った党派的色彩の濃いものであったと見られる。ボブ・ウッドワード著『権力の失墜 大統領たちの危機管理』新庄哲夫訳、日本経済新聞社、2000年、21頁。
- (21) ウォーターゲート事件の時ジョルジュ・スキュー特別検察官は、中立な立場にたって作成した報告を委員会に提出したが、その内容を秘密にしておき議会にその判断を委ねたのである。Drew, p. 425. Thomas Mann, "Citizens to the Rescue," *Brookings Review*, Winter, 1999. <http://www.brook.edu/views/op-ed/mann/1999br.htm>. *New York Times Weekly*, Dec. 13, 1998.
- (22) "Was This A Bad Idea?" *Time*, Dec. 14, 1998, p. 36.
- (23) こうした判決が後世の大統領に障害となるか否かはまだ判明しないが、最高裁はこの過ちを繰り返さないとする意見がある一方、側近たちが召喚を恐れてメモを残さなかったり、信頼関係にひびが入るだろうといった

- 弊害も予測されている。“Impeachment Revisited,” PBS Newshour Online, <http://pbs.org/newshour>
- (24) *New York Times*, Dec. 12, 1998. ウッドワード, 390-92頁。
- (25) ウッドワード, 412頁。
- (26) Sean Wilentz, “Bankruptcy and Zeal: The Republican Dialectic,” *Dissent* (Summer 1999) <http://www.igc.org/dissent/current/summer99>. ウッドワード 412頁。
- (27) Drew, pp. 153-54.
- (28) *Time*, Dec. 21, 1998, pp. 22-25.
- (29) *New York Times Weekly*, Dec. 20, 1998. 高畑昭男 『クリントンの大逆転』毎日新聞社, 1999年, 132-33頁。
- (30) *Washington Post*, Feb. 12, 1999.
- (31) “The Big Push to Impeach,” *Time*, Dec. 14, 1998, pp. 32-35.
- (32) 譴責とは憲法上には何らの規定のない措置であるが、議会で何らかの処罰を行ったという形が残る。古くはアンドリュー・ジャクソン大統領の時に用いられた。<http://www.law.cornell.edu/background/impeach/censure.htm>
- (33) “Special Report Impeachment,” p. 24. *New York Times Weekly*, Dec. 20, 1998. “Our Nattering Nabobs,” *Time*, Dec. 21, 1998, p. 30.
- (34) Mann, 注(21)
- (35) *Washington Post*, Feb. 15, 1999. “Historical Look,” PBS Newshour online, Feb. 15, 1999. <http://www.pbs-newshour>
- (36) “The Christian Coalition After Ralph Reed,” <http://www.pfaw.org/issues/right/>
- (37) Drew, p. 20.
- (38) “Special Report: Legacy of a Scandal,” *Time*, Feb. 22, 1999, p. 32.
- (39) *New York Times Weekly*, Dec. 19, 1999.
- (40) Drew p. 258. ウッドワード476頁。
- (41) *Washington Post*, Oct. 19, 2000.
- (42) Drew, p. 64.
- (43) “Buying a Movement: Right-wing Foundations and American Politics” <http://www.pfaw.org/issues/right>. Wilentz, 注(26)。
- (44) *Washington Post*, June 10, 1998.
- (45) “Clinton’s Long Shadow,” *Newsweek*, Aug. 21, 2000, p. 19. *CQ Weekly*, Feb. 13, 1999, p. 372.
- (46) 持田直武 「娯楽に傾く米大統領の不倫報道」『放送文化』1998年12月号, 60-65頁。
- (47) 田勢康弘, クレイ・チャンドラー編 『メディアと政治 日米メディアダイアローグ』明石書店, 1999年, 17頁。ディビット・ガーゲンのようにジャーナリストが政界でポストを得たりパット・ブキャナンのように候補者とテレビのコメンテーターを交互に務めたりするので、報道の世界と政界との境界も曖昧になってきていることも関係するのであろう。195-99頁。
- (48) “Watergate 25 years later,” 注(6)。
- (49) “Double Standard?” PBS Newshour Online, March 18, 1998, <http://pbs.org/newshour>. “Feminist News-Sept. 25, 1998,” <http://www.feminist.org/news/>
- (50) Pew Research Center for the People & the Press, Jan. 1999.
- (51) Molly W. Sonner & Clyde Wilcox, “Forgiving and Forgetting: Public Support for Bill Clinton during the Lewinsky Scandal,” *Political Science and Politics*, (Sept. 1999) pp. 554-57. “With Foes Like Them,” *Newsweek* Feb. 3, 1999, p. 26.
- (52) Thomas Mann, “Gulf Separates Public, The Beltway” *Newsday*, Aug. 20, 1998.
- (53) Keith E. Whittington, “Bill Clinton Was No Andrew Johnson: Comparing Two Impeachments,” Abstract, <http://www.law.upenn.edu/conlaw/issues>
- (54) 『フェデラリスト』122頁。
- (55) *CQ Weekly*, Jan. 9, 1999, pp. 79-80.

- 56) "Life under A Weakened Presidency," Special Briefing at Brookings Institute, Jan. 13, 1999, <http://www.brook.edu/comm/transcripts/19990113.htm>
- 57) *CQ Weekly*, Feb. 13, 1999, p. 369.
- 58) 上院ではボブ・ドール、ジョージ・ミッチェル、サム・ナンらベテラン議員の退職があいついだ。また2000年の選挙に出馬しないことを表明したパトリック・モイニハン上院議員は立法過程が崩壊していると指摘した。また下院議員が上院入りを果たした後も下院の流儀で行動することも政治を格下げする要因と見られる。Drew, p. 21.
- 59) 98年の選挙で上下両院の候補者が集めた選挙資金の総額は5億7100万ドルに上るが、有権者中投票した人は36%に過ぎなかった。下図のように1票あたりに費やす金額が年々増え続けている。*New York Times Weekly*, Nov. 8, 1998.

1988年（大統領選挙年）	\$ 5.42
1990年	\$ 6.58
1992年（大統領選挙年）	\$ 4.59
1994年	\$ 7.61
1996年（大統領選挙年）	\$ 5.91
1998年	\$ 7.88

出所) Federal Election Commission:
Committee for the Study of the American Electorate より作成。

- 60) "Clinton's Long Shadow," 注(45) p. 35.
- 61) "Mann." 注(21)。